

## 議案第6号

山陽小野田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山陽小野田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月21日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長友 義彦

山陽小野田市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
山陽小野田市立小・中学校通学区域に関する規則（平成17年3月22日教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第16条」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、保護者と児童生徒が別世帯の場合は、同一世帯に居住し児童生徒を養育する者（以下「養育者」という。）が区域外学校入学届出書を提出することができる。

第6条2項中「保護者」の次に「(前項ただし書きに規定する養育者が提出した場合は当該養育者)」を加える。

別表中「あさ紫苑」を「桜1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。